

報告第8号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年5月19日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

専 決 処 分 書

次のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

1 損害賠償額 492,888円

2 賠償の相手方

住所 *****

氏名 *****

3 事故の概要

(1) 事故発生日時 令和4年11月2日午前11時頃

(2) 事故発生場所 ふじみ野市大井武蔵野1322番地4

(3) 事故の内容 ふじみ野市立西原小学校敷地内の樹木の枝が強風により折れ、相手方の自動車に落下した。

(4) 被害の程度 相手方自動車の屋根及びドアの損傷

令和5年3月22日

ふじみ野市長 高 畑 博